

2010年4月20日

文部科学大臣
川端 達夫 様

日本教職員組合
中央執行委員長 中村 讓

「全国学力・学習状況調査のあり方」に関する意見書

日々、教育の発展のためご尽力されていることに深く敬意を表します。

全国学力・学習状況調査につきましては、これまで3年間悉皆で実施されていた調査方法が新政権のもと、2010年度より抽出方式に切り換えられたことは評価いたしますが、移行的措置としてとられた高い抽出率や希望利用方式等は検討すべき課題であると捉えています。

さて、学校現場では、悉皆調査が実施されたことにより、事前練習など短期間に効果が出て確実に点数をあげるための手立てに重点がおかれ、子どもたちの主体的な学びや長期的な育ちにつながっていない実態が見られます(資料1「2009年度日教組実態調査」参照)。調査の実施要領において「本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないこと」と記載があるように、学力とは点数だけに限られるものではなく、学ぶ意欲や学びの過程、学びあう人間関係づくりなど、子どもたちが自立し、社会に出て生きる力につながる「ゆたかな学び」が大切であると考えます。くしくも、国際学力調査(PISA・TIMSS)から、日本の子どもたちは学習への興味・関心が低レベルにあることが明らかとなっています。さらに、社会性や責任感が育たないという指摘もあります。

本来子どもたちに必要な「ゆたかな学び」につなげるためには、教職員の力が十分に発揮できる条件、すなわち教職員が子どもと向き合う時間や自主的な教育研究、教材研究・授業準備の時間の確保が何より重要であり、教職員の定数増や教育予算の拡充など学校現場への支援策は喫緊の課題となっています。限られた財源を子どもたちの教育に直接結びつけるためにも、調査の目的・方法・内容等を抜本的に見直す必要があります。

「全国学力・学習状況調査のあり方」に関し意見をまとめましたので、2011年度からの調査の抜本の見直しにむけ、参考にさせていただきますようお願いいたします。

記

1. 全国的な学力調査の目的について

学力に関する調査は、全国調査だけでなく、都道府県・市区町村・学校等でも各々実施されており、屋上屋を重ねるものとならないよう全国調査の目的を明確にすべきです。各種調査の実施状況を把握するとともに、調査の目的・方法等をふまえ、以下のように調査を整理する必要があると考えます。

○全国的な学力調査

学力に関する全国的な状況の把握を目的とし、教育課程の実施状況および子どもたちの学習環境との相関関係等について分析・検証する。教育課程に関する課題や経済的格差との関係等を明らかにするとともに、調査結果を学習指導要領の見直しや全国規模の教育条件整備につなげるための調査とする。

○都道府県・市区町村の調査

学力に関する都道府県および市区町村の状況把握を目的とする。都道府県や域内の学力に関わる課題を明らかにするとともに、調査結果を各学校のカリキュラム編成や授業改善、ならびに域内の教育条件の拡充に生かすための調査とする。

○各学校の調査

各学校においては、各教科や総合的な学習はもとより教育活動全体の中で、日常的に子ども一人ひとりの学習意欲や思考のプロセスにおける課題を把握し、次の学習に生かすことが重要である。したがって、子ども一人ひとりの学習課題の把握など目的を限定した調査とする。

2. 全国的な学力調査の対象教科や学年、実施時期について

○教育課程の実施状況の把握を目的とするならば、特定の教科(国語、算数・数学)に限定せず、幅広の調査内容とすべきです。その際、調査内容が類する「教育課程実施状況調査」のあり方とあわせ、全国調査の合理的再編成を図る必要があります。また、国際学力調査の内容をふまえ、教科の枠にとらわれない教育内容も検討する必要があると考えます。

○実施時期については、これまで4月に日を特定し実施されてきましたが、新学期を迎え、学校現場は学校・学級づくりや家庭訪問、修学旅行等の行事などで大変重要、かつあわただしい時期であることに配慮する必要があります。具体的には、日を特定せず、実施期間に幅を持たせ、対象となる学校の実情にあわせて実施できるようにすべきです。

3. 全国的な学力調査の実施方式について

全国的な状況の把握を目的とすれば、2010年度のような高い抽出率(全国平均 30%)を設定する必要はなく、統計的にも5~10%程度の抽出率で十分です。そのことにより、調査の配布・採点・集計等、調査自体にかかる経費が抑えられるだけでなく、学校現場への負担も軽減できます。また、事前練習をする必要性がなくなり、学力をとりまく子どもたちの正確な実態把握ができます。

4. 全国的な学力調査の実施頻度について

全国的な状況把握として、調査を毎年実施する必要はなく、国際学力調査においても3年に1度の頻度で実施されており、数年(3・4年)に1度の頻度でよいと考えます。

5. その他

《希望利用方式について》

希望利用方式は、自治体が希望すれば国が調査用紙を配布し、各々が活用するためにとられた措置ですが、各都道府県や各市区町村のとらえ方はさまざまであり、悉皆を抽出に移行した趣旨を十分ふまえた対応がとられていない状況が生じています。

(資料2 「日教組:希望利用方式に関する全国状況調査」参照)

- ①希望利用方式への参加主体は、自治体であるにもかかわらず、県教委が主導して参加を促し、抽出校を含め実質悉皆調査となっている県があります。文科省が2010年度の調査結果等の取り扱いにおいて、「序列化・過度の競争」の懸念を払拭する手立てを講じているにもかかわらず、県によっては根本的な問題解決となっていません。
- ②自治体によっては、学校に参加の意向を聞かず希望利用方式への参加を決め、調査の実施や活用にあたっては学校の判断で行えないところもあります。また、採点業務等にかかる予算措置がなされていない自治体もあり、教職員に新たな負担が生じることにつながります。

教育にとって現場主義の観点は大変重要ですが、全国学力・学習状況調査に関しては現行の実施方法ではそうならない状況があります。調査の結果は、どこをどのように改革したらよいのかという課題が明確になり、教育現場への支援策につながるよう、また学校現場に過度の負担がかからないよう、希望利用方式の廃止を含め調査を抜本的に見直すよう強く求めます。